

14 市の福祉サービス 1

事業名	対 象 者				事業内容	利用料
	身 体	知 的	精 神			
紙おむつ給付	○	○		身体障害者手帳 1～2 級または療育手帳㊟の 1～A の 2 で、居宅において紙おむつを使用する 20 歳以上 65 歳未満のもの	特定の品目、枚数の紙おむつ等を宅配します	無料
寝具乾燥	○	○		身体障害者手帳 1～2 級または療育手帳㊟の 1～A の 2 で、ねたきりの状態にあるもの	月 1 回、布団乾燥車が家庭を訪問し、寝具の乾燥を行います。	無料
配食サービス	○	○	○	心身障がい者で週 1 日以上配食を希望するもの	正月 3 が日を除く毎日昼食を宅配します。	1 食 300 円
住宅改造費助成	○	○		身体障害者手帳 1～2 級の身体障がい者（児）または療育手帳㊟～A の 2 の知的障がい者（児） ※介護保険及び日常生活用具が優先されます。 《助成を受ける場合は、事前申請が必要となりますので、必ず着工前にご相談ください》	手すりの取付や段差の解消などの住宅改造を行う場合に、経費の全部または一部を助成します。 助成額は生計中心者の市民税課税状況により異なります。 【助成額】 ・市民税所得割が非課税の場合 住宅改造費の全額 （上限 70 万円） ・市民税所得割が課税の場合 住宅改造費の 3 分の 2 （上限 46.6 万円） ※ただし、日常生活用具（居宅生活動作補助用具）の給付を受けている場合は給付額分が差し引かれます。	
緊急通報装置	○			身体障害者手帳 1～2 級で、一人暮らしのもの	疾病・災害等の緊急時に迅速に対応するための通報装置を貸与します。	所得税非課税世帯は無料
徘徊高齢者等家族支援サービス	○	○	○	心身障がい者	障がい者の現在位置を探索するため機器を貸与します。	基本料 無料
福祉診断書料助成	○		○	心身障がい者	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳交付申請時等の診断書料の一部を助成します。 助成額 手帳診断書 上限 3,500 円	
通所施設交通費助成	○	○	○	通所施設利用の心身障がい者	就労継続支援等の通所施設利用者に交通費の一部を助成します。 ・交通機関利用 運賃のおよそ 1/2(上限 1 万円/月) ・自家用車利用 単価（距離に応じて定額）×日数	

事業名	対象者				事業内容
	身体	知的	精神		
障がい者乗馬療法助成	○	○	○	身体・知的・精神の障がい者手帳所持者、特定医療費（指定難病）受給者証等の交付を受けている人、自立支援医療受給者証（精神通院）又は通所受給者証の交付を受けている人	障がい者乗馬療法を利用した場合に、その費用の一部を助成します。 助成額は 1 回の利用につき、1,250 円又は対象者が実際に支払った利用料の 2 分の 1 のうち、少ない方の金額とし、年 15,000 円を上限とします。
自動車改造費助成	○			身体障害者手帳 1～2 級で、自動車を就労・通学のために利用し自ら運転するもの	操行装置、駆動装置等の改造につき、105,000 円を限度に助成します。（所得制限あり）
自動車運転免許取得費助成	○			身体障害者手帳 1～4 級で、運転免許取得により、就労等社会参加に効果があると認められるもの	必要経費の 2/3 以内、105,000 円を限度に助成します。
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成				市内在住で、身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の軽度・中等度難聴児	指定医療機関の医師が補聴器の装着を必要と認めた場合、補聴器購入費の一部を助成します。（所得制限あり） <u>助成額</u> 購入費用（基準額あり）× 1.03×2/3 <u>ただし、すでに購入したものは対象外です。</u>
児童福祉施設入所負担金助成				障害児入所支援施設に心身障がい児を入所させている扶養義務者	所得税非課税世帯は、負担金の全額を、課税世帯は負担金の 1/2(上限 5 万円)を助成します。
障がい者居住体験事業	○	○	○	18 歳以上の障がい者で次のいずれかに該当する者 ① 在宅障がい者の単身生活希望者 ② 施設、病院、グループホーム等からの単身生活希望者	一人暮らしの体験ができます。必要に応じ、生活訓練や夜間見守りなどの支援を実施します。見学（無料）や日帰りの利用も可能です。 ※利用者負担 光熱水費等として 1 日 300 円（食費、その他洗剤等は全額自己負担となります）。

市の福祉サービス 2

事業名	内容
福祉カー貸付	成田市にお住まいで障がいのある方などの通院や旅行等に車いすごと利用できるリフト付ワゴン車を貸し出します。貸出期間は 3 日以内、燃料費は自己負担、利用日の 3 日前までに申請が必要です。 ※運転する方の免許証持参
車いす貸出	通院や旅行等に車いすを必要とする市民の方に車いすを貸し出します。（貸出期間は1カ月以内）
声の広報	視覚障がいのある方に広報なりた・市議会だよりの録音テープ等をお届けします。 ※各広報誌の音声ファイルは市ホームページにも掲載しております。
手話通訳者	障がい者福祉課に手話通訳者を配置し、市役所窓口や通院・学校行事など聞こえない方のコミュニケーションのお手伝いをします。
図書館のサービス	身体（下肢）に障がいがあり、図書館の利用が困難な方に対し、資料の配送貸出を行います（貸出期間は 1 か月以内）。また、視覚障がいのある方に、録音図書の貸出を行っています。ご希望の方には、音声版の利用案内・録音図書目録・音訳協力者による自主作成テープもお届けします。詳しくは図書館までお問合せください。 成田市立図書館 電話27-2000
失語症者向け意思疎通支援者派遣	失語症のある人の外出時や参加している団体などでのコミュニケーションを支援するため、意思疎通支援者を派遣します。利用には事前に登録が必要です。無料（意思疎通支援者の交通費等の実費自己負担）

その他サービス・制度

○移送サービス

介護保険法の認定を受けている、または身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持し、かつ、一人で外出できない市内在住の方を対象に、医療機関への通院など、自宅と目的地の間を送迎します。

会員制(年会費 2,400 円)で、利用に際しては事前(利用予定日の 2 週間前から土日曜祝祭日及び利用予定当日を除く 3 日前まで)に予約が必要です。距離に応じて500～1,500円の利用料が必要となります。運行は月～土曜日の 8 時 45 分から 16 時 00 分までです。

サービスの詳細については、下記までお問合せください。

成田市社会福祉協議会 ボランティアセンター 電話 27-8010

○成田市オンデマンド交通

市内在住の70歳以上で、一人でタクシーの乗り降りができる方を対象に、乗合型のタクシーを運行しています。利用は完全予約制で、一回の乗車料金は 500 円です。

利用者登録専用ダイヤル 電話 24-0080／高齢者福祉課 電話 20-1537

○ボランティア

ボランティアセンターは、ボランティア活動の拠点として、利用者のニーズに応えるべくボランティアの派遣及び仲介、ボランティアの育成、支援を行っています。

ボランティアセンター 電話 27-8010

○身体障害者補助犬

県では、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を給付しています。

盲導犬 視覚障がい1級

介助犬 肢体不自由2級以上

聴導犬 聴覚障がい2級



障がい者福祉課 電話 20-1539

○駐車禁止除外指定車標章

千葉県公安委員会（受付窓口は住所地を管轄する警察署）から駐車禁止除外指定車標章を交付された方は、公安委員会が指定した駐車禁止区域での規制除外措置を受けることができます。

交付対象者

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方（視覚障害 1～3級又は4級の1、聴覚障害 2～3級、平衡機能障害 3級、上肢機能障害 1級又は2級の1・2、下肢機能障害 1～4級、体幹機能障害 1～3級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能障害 1～2級、移動機能障害 1～2級）、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害 1級又は3級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～3級、肝臓機能障害 1～3級）
- ②療育手帳（Aの2以上）又は精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方
- ③小児慢性特定疾患児手帳をお持ちで色素性乾皮症の方

申請は成田警察署 電話 27-0110

○駐輪場の登録手数料免除

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方、または難病を患っている方は成田市営駐輪場の登録手数料が免除されます。

利用申請の際、障がいや難病について証明をすることができるもの（身体障害者手帳、療育手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証等）を提示する必要があります。

申請は交通防犯課 電話 20-1527

○郵便等による不在者投票制度

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受けている人で次に該当する人、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人に認められています。

手帳等の種類	障がい名等	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級もしくは3級
	免疫、肝臓の障がい	1級から3級
手帳等の種類	障がい名等	障がいの程度
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

【申請の手続】

1.申請書（申請者本人の署名が必要）に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を添えて成田市選挙管理委員会に申請（申請手続きは代理の人でも可）します。

2.後日、「郵便等投票証明書」が郵便等で自宅に送付されます。

詳しくは、成田市選挙管理委員会にお問い合わせください。

成田市選挙管理委員会 成田市花崎町 760 TEL 20-1510、FAX 24-1655

URL <https://www.city.narita.chiba.jp> Eメール senkan@city.narita.chiba.jp

○電話リレーサービス

聴覚や発話に困難のある方ときこえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスです。

※事前登録制です。

お問い合わせ・登録は 一般財団法人 日本財団電話リレーサービス

TEL 03-6275-0910、FAX 03-6275-0913

URL <https://nftrs.or.jp/> Eメール info@nftrs.or.jp

○ヘルプマーク



ヘルプマーク画像については、
東京都福祉保健局ホームページから引用。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/helpmark.html

ヘルプマークは、外見からは分からない障がいのある人などが、周囲の人へ支援を必要としていることを知らせるためのマークです。成田市では、ヘルプマークを表示したヘルプカードと、ストラップ型ヘルプマークを配布しています。

【ヘルプカード】

カードの裏に住所や連絡先、手助けして欲しいことなどの必要な情報を記入して使用します。カード型のため、財布や定期入れに入れて、携帯することが可能です。

【ストラップ型ヘルプマーク】

シリコン製のストラップをかばんなどに直接付けて使用します。付属のシールへ手助けして欲しいことなどを記入し貼ることができます。ストラップ型ヘルプマークのお渡しは一人 1 個とし、原則市内在住の人が対象です。お渡しの際にアンケートへご協力ください。

配布場所＝障がい者福祉課、下総支所、大栄支所、ほっとすまいるセンター（保健福祉館内）、赤坂ふれあいセンター（そよら成田ニュータウンアネックス館 B 棟 2 階）、各地域包括支援センター

※赤坂ふれあいセンター・地域包括支援センターではヘルプカードのみ配布しています。

〇ちば障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）

公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画を必要とする、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に利用証を交付しています。

＜青色：有効期限なし＞



＜橙色：有効期限あり＞



【対象となる人】

無期限	・身体障がい者（視覚障害4級以上、聴覚障害3級以上、平衡機能障害5級以上、上肢2級以上、下肢6級以上、体幹5級以上、脳原性運動機能障害上肢機能2級以上、脳原性運動機能障害移動機能6級以上、内部障害4級以上） ・知的障がい者（療育手帳Aの2以上） ・精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級） ・難病患者（特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者） ・高齢者等（介護保険要介護1以上）
有期限	・妊産婦（妊娠7箇月～出産予定日から1年） ・けが人等（原則1年以内）

【配布場所】

障がい者福祉課、下総支所、大栄支所、介護保険課、健康増進課、子育て支援課

【申請の手続き】

障害者手帳・医療受給者証等の対象者が確認できるもの、（代理人来所の場合）運転免許証等の代理人の本人確認書類をお持ちください。

※郵送での交付をご希望の場合は、千葉県健康福祉指導課（電話043-223-3924）までお問い合わせください。